

平成 17 年 11 月 16 日

各 位

会 社 名 ASTI 株式会社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 岩 田 善 之
役 職 ・ 氏 名
(東 証 ・ 名 証 各 第 2 部 コード番号:6899)
本 社 所 在 地 静 岡 県 浜 松 市 福 島 町 626 番 地
問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 渡 辺 剛 一
電 話 番 号 0538 - 66 - 5577

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成17年11月16日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 1,000,000株
- (2) 発行価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、発行価格決定日平成17年11月24日(木)から平成17年11月30日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社、日興シティグループ証券株式会社及び丸八証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値がないときはその日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成17年12月1日(木)から平成17年12月7日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後とする。
- (8) 配当起算日 新株式に対する配当起算日は平成17年10月1日(土)とする。
- (9) 申込株数単位 1,000株
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 岩田善之に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考> 1. を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 100,000株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われぬ場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、前記1.(2)記載の発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 野村證券株式会社 100,000株
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から100,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 岩田善之に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行(下記<ご参考> 1. を参照のこと。)

- (1) 発 行 新 株 式 数 当社普通株式 100,000株
- (2) 発 行 価 額 発行価格等決定日に決定する。なお、発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 割当先及び株式数 野村證券株式会社 100,000株
- (5) 申 込 期 間 平成17年12月21日(水)
(申 込 期 日)
- (6) 払 込 期 日 平成17年12月21日(水)
- (7) 配 当 起 算 日 新株式に対する配当起算日は平成17年10月1日(土)とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (9) 上記(5)記載の申込期日迄に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 岩田善之に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出しについて

前記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主より100,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、100,000株を予定しておりますが、当該売出株数は上限の売出株数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成17年11月16日(水)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式100,000株の第三者割当増資(以下「第三者割当増資」という。)を、平成17年12月21日(水)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成17年12月14日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限(以下「上限株数」という。)とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又は上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じ、株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オ - パ - アロットメントによる売出しが行われるか否か及びオ - パ - アロットメントによる売出しが行われる場合の売出株数については価格決定日に決定されます。オ - パ - アロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。従って野村證券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により第三者割当増資もにおける新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケ - トカバー - 取引も行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	6,642,517株(平成17年11月16日現在)
公募増資による増加株式数	1,000,000株
公募増資後の発行済株式総数	7,642,517株
第三者割当増資による増加株式数	100,000株(注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	7,742,517株(注)

(注)上記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 1,294,700 千円については、全額を子会社への投融資資金に充当する予定であります。なお、投融資資金の一部につきましては、増資に先行して支払いが発生するため、既に 345 百万円の短期借入を実行しており、同額はその返済に充当いたします。また、投融資先における資金使途は、工場建設及び新規顧客との取引開始や増産等にかかる設備投資資金及び運転資金に充当する予定であります。

なお、平成 17 年 9 月 30 日現在、設備投資計画等は以下のとおりであります。

No.	会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了 予定年月		摘要
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
	浙江雅士迪電子有限公司	中国 浙江州	車載電装品 製造設備	88,000	86,816	増資資金 (注)2	平成17 年6月	平成17 年6月	生産 能力 約20% 増加
	ASTI ELECTRONICS CORPORATION (ベトナム ビンユン省)	ベトナム ビンユン省	車載電装品 製造設備 家電用機能 部品製造設備	249,000	249,000	増資資金 (注)2 及び自己 資金	平成16 年12月	平成17 年9月	生産 能力 約40% 増加
	杭州雅士迪電子有限公司	中国 浙江州	家電用機能 部品製造設備	477,176	400,000	増資資金 (注)2、 当社貸付金 及び 自己資金	平成17 年5月	平成17 年11月	生産 能力 約70% 増加
	ASTI ELECTRONICS CORPORATION (ベトナム ビンユン省)	ベトナム ビンフック省	車載電装品 製造設備 家電用機能 部品製造設備	514,600		増資資金 (注)2 及び当社 貸付金	平成17 年11月	平成18 年6月	生産 能力 約60% 増加 (注)3
	ASTI ELECTRONICS INDIA PVT LTD	インド ハリアナ州	車載電装品 製造設備	453,000		当社 貸付金	平成18 年3月	平成18 年11月	新設 工場 (注)4

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 増資資金は、提出会社が全額を引受けるものです。～ の増資資金は、既に払込が完了しております。、の増資資金及び、の当社貸付金は、この度の増資による資金調達を充当する予定であります。

3. ASTI ELECTRONICS CORPORATION のベトナムビンフック省の設備の内容には借地権(土地)18,500 m²、建物約 5,700 m²を含んでおります。

4. ASTI ELECTRONICS INDIA PVT LTD の設備内容には土地 16,800 m²、建物 8,300 m²を含んでおります。

(2) 業績に与える見通し

今回の資金調達を上記(1)に記載する使途に充当することにより、中長期的な収益力の向上と事業規模の拡大につながるものと考えます。また、自己資本の増強により、財務バランスの改善が見込まれます。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元の実現を経営の重要課題のひとつとして位置づけており、業績に応じた適正な配当水準を長期にわたり安定的に維持することを基本方針としつつ、財務体質と経営基盤の強化を図り、積極的な事業展開を進めるべく必要な内部留保に努めることとしております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記方針に基づき、各期の業績や経営環境等を総合的に勘案の上決定してまいります。

(3) 内部留保資金の用途

今後予想される厳しい経営環境に対応していくため、財務体質の強化を図りつつ、既存事業の継続的な発展と長期的視野に立った新規事業の開発等、将来に向けた事業拡大のために活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり当期純利益	103.78円	110.32円	122.90円
1株当たり年間配当金	10.0円	10.0円	11.0円
実績配当性向	9.6%	9.1%	9.0%
株主資本当期純利益率	11.2%	10.7%	10.8%
株主資本配当率	1.1%	1.0%	0.9%

(注) 1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

(5) 過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

過去のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始 値	375円	442円	821円	1,200円
高 値	504円	830円	1,300円	1,426円
安 値	350円	431円	821円	1,040円
終 値	421円	815円	1,190円	1,409円
株価収益率	4.1倍	7.4倍	9.7倍	-

(注) 1. 平成18年3月期の株価については、平成17年11月15日現在で表示しております。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

以上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。